（津田沼ハイムＡ―402号室・千葉県習志野市）
譲渡時帳簿価額：建物　653,519円、土地　2,933,723円
（津田沼ハイムＡ―403号室・千葉県習志野市）
譲渡時帳簿価額：建物　653,519円、土地　2,933,723円
（ルネ新行徳Ｂ―409号室・千葉県市川市）
譲渡時帳簿価額：建物　905,743円、土地　3,082,629円
（草加松原ハイツＡ―1012号室・埼玉県草加市）
譲渡時帳簿価額：建物　1,484,676円、土地　1,896,264円

２．不要財産となった理由
「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日、行政改革担当大臣）を受け、職員宿舎の運用及び処分の方針を策定した。当該方針に基づき、既に入居者が退去済みで今後も使用（入居）の見込みがない宿舎７戸について、独立行政法人通則法（最終改正　平成25年11月22日法律第82号）第46条の２第２項の規定に基づき譲渡取引を行った。
なお、当該譲渡取引については独立行政法人国際交流基金に関する省令（最終改正　平成22年11月26日外務省令第11号）第12条の２「譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受け、譲渡差額、譲渡に要した費用については独立行政法人会計基準第99を適用し、損益計算上の損益には計上せず資本剰余金を減額している。

３．国庫納付の方法
独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付

４．当該不要財産に係る譲渡収入の額
54,773,654円（消費税及び地方消費税1,013,654円含む）

５．当該譲渡収入より控除した費用の額
2,386,545円（消費税及び地方消費税113,645円含む）

６．国庫納付の額及び納付年月日
51,487,100円、平成26年３月18日

７．減資額
78,260,000円

**（金融商品の時価等）**

１．金融商品の状況に関する事項
国際交流基金の資金運用は、政府からの出資金と民間からの出えん金からなる運用資金を原資として、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行っている。デリバティブ取引については、為替差損益の影響による事業費の変動を最適化し、もって予算の計画的、安定的な執行に資することを目的として行っており、投機的な取引は行っていない。
未収債権等については、そのほとんどが１年以内の期日であり、会計規程に沿って管理していることから、信用リスクは僅少である。また、投資有価証券についても、法令等により指定された債券を、毎年度の理事会において決定される資金運用方針・計画に従い、格付の高いもののみ対象にしているため、信用リスクは僅少である。デリバティブ取引は、当基金の資金運用諮問委員会に諮った上で、理事会の決定に基づき実施している。

２．金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴　現金及び預金 | 5,705,504,594 | 5,705,504,594 | 0 |
| ⑵　未収金 | 448,831,107 | 448,831,107 | 0 |
| ⑶　有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的債券 | 79,390,554,550 | 82,197,955,023 | 2,807,400,473 |
| ⑷　長期預金 | 700,000,000 | 750,394,941 | 50,394,941 |
| ⑸　未払金 | (538,621,684) | (538,621,684) | (0) |
| ⑹　デリバティブ取引<br>ヘッジ会計が適用されているもの | (232,317) | (232,317) | (0) |

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示している。

㈱　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項
⑴　現金及び預金　⑵　未収金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
⑶　有価証券及び投資有価証券
満期保有目的債券の時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
有価証券及び投資有価証券について、貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額を示せば、次のとおりである。

有価証券及び投資有価証券で時価のあるもの　（単位：円）

| 区　分 | 決算日における貸借対照表計上額 | 決算日における時価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 56,692,154,902 | 59,544,823,023 | 2,852,668,121 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 22,698,399,648 | 22,653,132,000 | △　45,267,648 |
| 合　計 | 79,390,554,550 | 82,197,955,023 | 2,807,400,473 |

⑷　長期預金
定期預金の時価は、元本及び利息の残存期間合計額を、新規に同様の運用を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定する方法によっている。
⑸　未払金
未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
⑹　デリバティブ取引
デリバティブ取引は、外貨払経費の決済取引に係る為替変動リスクを回避するため、ヘッジ会計を適用している。時価については、取引金融機関から提示された価格によっており、決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等を示せば、次のとおりである。

（単位：円）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | うち１年超 | 時　価 | 当該時価の算定方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 為替予約の振当処理 | 為替予約取引<br>買建 | 外貨建予定取引 | 1,723,198,920 | 0 | 1,722,966,603 | 取引金融機関から提示された価格によっている。 |